

国分寺市における新型コロナウイルス感染者発生時の公表の考え方

1 感染者の公表と保健所の管轄について

本市は、東京都多摩立川保健所の管轄区域であり、市内において新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、東京都が感染症法に基づき、感染者からのヒアリングや公表を行います。感染者の発生状況を直接把握することができない本市としては、保健所と協議の上、公表を行うこととなります。

ただし、感染者が市職員である場合や、市が関係する事業又は市施設で発生した場合、または市内事業者から自主的な情報提供があった場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民の生命、健康を守るため、必要があると認めるときは、次のとおり公表します。

※保健所は、都道府県・政令指定都市・特別区・中核市等で設置でき、都内では、東京都・特別区・八王子市・町田市が保健所を設置しています。

※感染症法・・・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

2 公表の対象

- (1) 市職員が感染した場合
- (2) 市が関係する事業又は市施設で感染が発生した場合

※市が関係する事業とは、市の委託等を含みます(直接市民と接触の機会がある場合に限ります)。

※市施設とは、市直営施設のほか、市からの委託や指定管理により運営を行う施設を含みます。

3 プライバシーの保護

(1) 同意の原則

感染者個人のプライバシーの保護や人権上の配慮、事業者への風評被害等が生じることがないように、また、感染者や濃厚接触者が、保健所が実施する積極的疫学調査に協力できる環境を整える必要があることから、感染者個人及び当該事業者の同意を得られた場合に限り公表します。

(2) 公衆衛生上の公表の必要性

前述の同意の原則を前提とするが、公衆衛生上、感染拡大のリスクが著しく懸念され、公表の必要性があると判断した場合は、保健所と協議の上、感染者や事業者の意向にかかわらず感染に関する情報を公表します。